

基徴発第 0928002 号

平成 19 年 9 月 28 日

都道府県労働局

総務部（労働保険徴収部）長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長

日本郵政公社の民営化に係る労働保険の適用等に関する取扱いについて

標記については、平成 19 年 9 月 27 日付け基発第 0927005 号「日本郵政公社の民営化に係る労働保険の適用等について」（以下「局長通達」という。）により通達されたところであるが、具体的運用に当たっては下記によることとしたので、その適正な運用に遺憾なきを期されたい。

記

1 「保険関係成立届」の取扱い

「保険関係成立届」（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「規則」という。）様式第 1 号。以下「成立届」という。）の取扱いについては、以下のとおりとすること。

- (1) 成立届の提出は、一定範囲の事業場を統括する事業場から、各事業場を管轄する労働基準監督署に対し、原則として郵送にて行われる予定であるが、指定事業及び継続事業の一括を行わない事業については、郵送以外の方法で提出される場合もあること。
- (2) 日本郵政公社の民営化に伴い設立される日本郵政株式会社（本社（宿泊事業部を除く。）を除く。）、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「郵便事業会社等」という。）は実在が明らかであるため、事業の実在等に関する客観的確認資料等の提出を不要とすること。
- (3) 成立届の「届出年月日」は、成立届提出時に添付される送付状に記載された届出年月日とすること。また、「①本社又は本店」、「⑤加入済の労働保険」及び「⑥保険関係成立年月日」は記入不要としていること。
- (4) 東京労働局、愛知労働局及び熊本労働局は、継続事業一括の指定事業として申請予定である事業場（以下「指定予定事業」という。）の事務処理を優先して行うこと。
- (5) 日本郵政公社（以下「公社」という。）が帳票管理のため、成立届の余白に「被一

括」と記載しているものは、成立後に指定予定事業の被一括事業になることを予定している事業であること。

- (6) 成立届の事業主欄の記載事項は、原則として各事業の实在する住所等を記載することとしているが、指定事業及び継続事業の一括を行わない事業については、「事業主」欄に事業主の住所等が記載されているため、「②事業」に記載された名称及び所在地に修正して登録を行うこと。
- (7) 成立届の事業主控は、郵送で受け付けたものについては、成立届提出時に添付される返信用封筒により返信することとし、直接提出されたものについては事業の所在地あて返信すること。
- (8) 成立届の入力は受付日から 30 日以内に行うこと。
- (9) 指定予定事業の労働保険番号等については、指定予定事業を管轄する労働局において指定事業として認可・登録され次第、労働基準局労働保険徴収課から都道府県労働局あて別途通知する予定であること。

2 「継続事業一括申請書」の取扱い

「継続事業一括申請書」（規則様式第 5 号。以下「認可申請書」という。）の取扱いについては、以下のとおりとすること。

- (1) 郵便事業会社等の継続事業の一括は、局長通達別表 2 により行われる予定であること。
- (2) 一の指定予定事業に係る被一括予定事業の申請が 5 件以上の場合であっても、「続紙」は使用せず、認可申請書により申請が行われること（事業主印は、すべての認可申請書に必要であるため、印影印刷がされていないものについては認めないこと）。
- (3) 事業主控の返信については、すべて郵便事業会社等の本社等へ行うこと。その際は、認可申請書の提出時に添付される返信用封筒により返信すること。

3 「代理人選任・解任届」の取扱い

「代理人選任・解任届」（規則様式第 23 号。以下「選任届」という。）の取扱いについては、以下のとおりとすること。

- (1) 被一括事業に係る代理人の選任については、労働保険の手続に係る代理人の選任以外に、労災保険及び雇用保険それぞれの手続に係る代理人の選任を認めること。
- (2) 代理人による各種申請手続については、選任届が提出されるまでは、原則どおり認めないこと。

4 「労働保険概算・確定保険料申告書」による確定保険料申告の取扱い

平成 19 年 9 月 30 日以前に労働保険の適用事業となっている郵便局等の確定精算のための「労働保険概算・確定保険料申告書」（規則様式第 6 号）は、日本郵政株式会社本社において都道府県ごとに取りまとめられ提出されること。

5 その他

その他、各帳票類の取扱いは以下のとおりとすること。

- (1) 印影印刷による事業主印の押印を可能とすること。
- (2) 訂正印の押印は不要とすること。
- (3) 会社の帳票管理のためのコード印刷を帳票の余白に行うことを可能とすること。